二十六条第一項第（減価償却資産の取得額）	又は製造（恒久的施設を通じて行う事業における建設、製作又は製造に限る。	
二十六条第一項第三	生物（	生物（恒久的施設を通じて行う事業において成育させたものに限る。
二十六条第一項第四	生物（	生物（恒久的施設を通じて行う事業において成熟させたものに限る。
七十四条第一項（借等の設定をした場合渡所得に係る取得	他人	他人（法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）
七十四条第二項	に他の者	に他の者（法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。以下この項において同じ。）
七十五条第一項（借等の設定をした土地の取得費等）及び七十六条第一項（借の転貸に係る取得	他人	他人（法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）
八十九条第二項（延準の方法により経理かつた場合等の処及び第百九十一条第（事業の廃止、死亡場合の延払条件付販に係る収入及び費用属時期）	他の者	他の者（法第百六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する事業場等を含む。）

改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第百六十五条第二項第二号に規定する政令で定めるところにより配分した金額は、非居住者のその年の同号に規定する販売費等及び育成費等並びに支出した金額につき、当該非居住者の恒久的施設を通じて行う事業及びそれ以外の事業に係る収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち、これらの事業の内容及び当該費用の性質に照らして合理的と認められる基準を用いて当該非居住者の恒久的施設を通じて行う事業に配分した金額とする。

第二百九十二条に次の一項を加える。

4　非居住者の事業場等と恒久的施設との間で当該恒久的施設における資産の購入その他資産の取得に相当する内部取引がある場合には、その内部取引の時にその内部取引に係る資産を取得したものとして、当該非居住者の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算に関する所得税に関する法令の規定を適用する。

第三編第二章第二節第一款中第二百九十二条の次に次の十三条を加える。

（減額された外国所得税額のうち総収入金額に算入しないもの）

第二百九十二条の二　法第百六十五条の二（減額された外国所得税額の総収入金額不算入等）に規定する政令で定める金額は、同条に規定する外国所得税の額が減額された金額のうちその減額されることとなつた日の属する年において第二百九十二条の十四第一項（外国所得税が減額された場合の特例）の規定による同項に規定する納付控除対象外国所得税額からの控除又は同条第三項の規定による同項に規定する控除限度超過額からの控除に充てられることとなる部分の金額に相当する金額とする。

（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）

第二百九十二条の三　法第百六十五条の三第一項（恒久的施設に帰せられるべき純資産に対応する負債の利子の必要経費不算入）に規定する恒久的施設に係る純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一　当該非居住者のその年の恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

二　当該非居住者のその年の恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

2　法第百六十五条の三第一項に規定する恒久的施設に帰せられるべき金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「恒久的施設帰属資本相当額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により計算した金額とする。

一　資本配賦法（非居住者のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に、ハに掲げる金額の二に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額をもつて恒久的施設帰属資本相当額とする方法をいう。）

イ　当該非居住者のその年の総資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

ロ　当該非居住者のその年の総負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額

ハ　当該非居住者のその年十二月三十一日（その者がその年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下第四項までにおいて同じ。）における恒久的施設に帰せられる資産の額について、取引の相手方の契約不履行その他の財務省令で定める理由により発生し得る危険（以下この項及び第四項において「発生し得る危険」という。）を勘案して計算した金額

ニ　当該非居住者のその年十二月三十一日における総資産の額について、発生し得る危険を勘案して計算した金額

二　同業個人比準法（非居住者のその年十二月三十一日における恒久的施設に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額に、イに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額をもつて恒久的施設帰属資本相当額とする方法をいう。）

イ　比較対象者（当該非居住者の恒久的施設を通じて行う主たる事業と同種の事業を国内において行う個人（当該個人が非居住者である場合には、恒久的施設を通じて当該同種の事業を行うものに限る。）でその同種の事業に係る事業規模その他の状況が類似するものをいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）のその年の前年以前三年内の各年のうちいずれかの年（当該比較対象者の純資産の額の総資産の額に対する割合が当該同種の事業を行う個人の当該割合に比して著しく低い場合として財務省令で定める場合に該当する年を除く。以下この号及び同項第二号において「比較対象年」という。）の十二月三十一日において貸借対照表に計上されている当該比較対象者の純資産の額（当該比較対象者が非居住者である場合には、当該比較対象者である非居住者の恒久的施設に係る純資産の額）